



PRESS RELEASE

令和7年5月2日（金）

5/7（水）から「飯田市貨物運送事業者等燃料価格高騰対策支援事業」の申請受付を開始します



地域経済を支える重要な社会基盤である物流を維持するため、燃料価格高騰により経営に影響を受けている市内の中小貨物運送事業者の皆様に対し、支援金を交付します。

【受付期間】 令和7年5月7日（水）～令和7年6月30日（月）必着

【対象事業者】 市内に本社又は事業所（営業所）を置き、許可を受けて「一般貨物自動車運送事業」「特定貨物自動車運送事業」「貨物軽自動車運送事業」を営む事業者。個人事業主の場合は、市内に住民登録があること。

※同一法人及び同一事業者につき、1回限りの申請

【支援金額】 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者 車両1台当たり 30,000円
貨物軽自動車運送事業者 車両1台当たり 15,000円

※1事業者当たり60台を上限

【対象車両】 対象事業者が、令和7年4月1日以前で所有又はリース契約し、以下の要件に該当する車両が対象です。

- ・車検証に「事業用」として登録されている車両
- ・使用の本拠の位置が「飯田市」である車両

※被けん引自動車、一般廃棄物、産業廃棄物、二輪の自動車は除く。

【問合せ先】 〒395-8501 飯田市大久保町2534番地 飯田市役所 産業振興課 総務企画係
受付時間 午前8時30分～午後5時15分（※土日、祝祭日を除く）
連絡先 0265-22-4511（内線3511）

添付資料の有無

☐ なし ☒ あり（別添のとおり）

飯田市ウェブサイトへの掲載

☐ なし ☒ あり

☐ 後日掲載（●●月●●日頃）

発表の趣旨

☒ 政策・施策・事業等の発表

☐ イベント等の事前告知

☐ 当日の取材依頼 ☐ 市民・対象者等に対する周知依頼

☐ イベント・事故等の事後告知

☐ その他



リニアがもたらす大交流時代に
「くらし豊かなまち」をデザインする

合言葉はムトス
誰もが主役 飯田未来舞台

IIDA CITY <http://www.city.iida.lg.jp/>

【問い合わせ先】

産業経済部 産業振興課

担当：櫻井、雨宮

TEL：0265-22-4511（内線 3511）

mail：sanrou@city.iida.nagano.jp

令和7年度 飯田市貨物運送事業者等燃料価格高騰対策支援事業

飯田市では、地域経済を支える重要な社会基盤である物流を維持するため、燃料価格高騰により経営に影響を受けている市内の中小貨物運送事業者の皆様に対し、支援金を交付します。

1 対象事業者

対象事業者	対象要件
貨物運送事業者	・ 市内に本社又は事業所（営業所）を置き、許可を受けて「一般貨物自動車運送事業」「特定貨物自動車運送事業」「貨物軽自動車運送事業」を営む事業者 ※個人事業主の場合は、市内に住民登録があること。

2 支援金額

事業者の区分	車両1台当たりの支援金額
一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者	30,000円
貨物軽自動車運送事業者	15,000円

※ただし、1事業者当たり60台を上限とします。

3 対象車両

対象事業者が、令和7年4月1日以前で所有又はリース契約し、以下の要件に該当する車両が対象です。

事業者の区分	対象要件（申請日以降も事業で使用する車両のみ）
貨物運送事業者	○車検証に「事業用」として登録されている車両 ○使用の本拠の位置が「飯田市」である車両

※被けん引自動車、一般廃棄物、産業廃棄物、二輪の自動車は除く。

4 注意事項

- (1) 市内に本社又は事業所（営業所）を有する中小企業（※みなし大企業は除く）又は、市内に住民登録がある個人事業主であること。
- (2) 事業を行うために必要な許可を受けている、又は届出等のすべてを行っていること。
- (3) 現に業務で使用しており、車検証の有効期間満了の日が、申請日以降であること。
- (4) 事業者が所有又はリース契約により借用している車両であること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団等に関与していないこと。

5 申請期間

令和7年5月7日（水）～令和7年6月30日（月）必着

※同一法人及び同一事業者につき、1回限りの申請とします。

6 申請書類等 申請窓口へ下記の申請書類（①～⑨）を持参又は郵送してください。

提出書類チェック

①	支援金交付申請書（様式1※）	
②	申請対象車両一覧表（様式2※）	
③	上記、申請対象車両一覧表に記載する対象車両の車検証の写し ○事業用自動車、使用の本拠の位置（飯田市であることが確認できるもの）	
④	誓約書兼同意書（様式3※）	
⑤	事業に係る許可書又は届出書等の写し ○自動車運送事業許可書、貨物軽自動車運送事業経営届出書、公安委員会の認定書など	
⑥	市内に本社又は事業所（営業所）があることを確認できる書類 ○定款、法人登記簿謄本、個人事業の開業届出書など ※⑤で確認できる場合は不要	
⑦	営業実態があることを示す書類 ○事業報告書、決算書の写し、直近1年間程度の配送実績が確認できるもの（配送伝票、納品書等）など	
⑧	本人確認書類の写し※個人事業主のみ（市内の住民登録を確認するため） ○自動車運転免許証やマイナンバーカード（表面のみ）など ※顔写真付きのもの1点	
⑨	振込口座の分かる書類 ○通帳 申請者と同名義のもの のコピー等	

※申請様式（①、②、④）は、「飯田市公式ホームページ」からダウンロードいただくか、下記の申請窓口にて受け取ることができます。

飯田市公式HP URL <https://www.city.iida.nagano.jp/>

7 申請窓口（お問合せ窓口）

【提出先】 〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地
飯田市役所 産業振興課 総務企画係
【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分（※土日、祝祭日を除く）
【連絡先】 ☎ 0265-22-4511（内線3511）
E-mail: sanrou@city.iida.nagano.jp